

令和6年度（第33回）

# 歯っぴいライフ8020実施要領

福島県・福島県歯科医師会

## 1. 対象者

- (1) 福島県内に住民票があり、かつ居住している者
- (2) 昭和18年7月1日から昭和19年6月30日の間に生まれた  
令和6年6月30日時点で80歳の者
- (3) 20本以上の残存歯（第3大臼歯を含む。）が十分に機能している者  
ただし、ブリッジのダミー、C4およびインプラントは欠損歯扱いとする。
- (4) 認定者氏名の行政機関・報道機関への公表に同意いただける者  
（※同姓同名の方がいる場合には、居住市町村名も公表となる。）

## 2. 募集期間

令和6年5月1日（水）から6月30日（日）まで

## 3. 健診及び審査方法

- (1) 自薦他薦を問わず、上記1. 対象者の(1)から(3)を満たす該当者は、最寄りのかかりつけ歯科医院（福島県歯科医師会会員）において、「歯っぴいライフ8020」に応募することを申し出て健診を受ける（上記募集期間中の健診に限る）。  
なお、この場合の健診は無料とする。
- (2) 応募者があった歯科医院は、福島県歯科医師会の会員である歯科医師が別に定める健診票を作成し、7月5日（金）までに各地域歯科医師会長に提出する。
- (3) 各地域歯科医師会長は、応募のあった健診票を7月12日（金）までに福島県歯科医師会長に提出する。
- (4) 福島県歯科医師会は審査会を開催し、認定者を決定する。

## 4. 認定証の交付

- (1) 所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を交付する。  
〔11月8日（いい歯の日）前後の予定〕
- (2) 認定証は福島県歯科医師会から対象者に送付する。
- (3) 「歯っぴいライフ8020」認定証の交付に関わる事務は、福島県歯科医師会が行う。

## 5. 認定者公表

審査結果については、行政機関や報道機関等に公表する。  
その際、認定者について氏名が新聞掲載となることがあるため、推薦の際は対象者へ説明すること。

## 6. その他

令和4年度から対象者が「当年度6月30日時点で80歳の者」に変更となっており、81歳以上の方は対象外となるため、注意すること。

※ 福島県・福島県歯科医師会は個人情報保護に関する法令を遵守し、応募者の個人情報は、「歯っぴいライフ8020」に関する認定の目的以外では使用しない。